

2011(平成 23)年度法学未修者入学試験問題出題趣旨

【小論文】

1 問題の内容

離婚後の親と子との関係の在り方について、資料として添付した新聞記事（単独親権制度であることに苦しんでいる非親権者親の状況と共同親権になると困るという親権者親の状況を対比してルポルターージュ式にしたもの）を読んで、単独親権制度と共同親権制度とのそれぞれの長所と短所を述べて、解答者は、いずれが相当と思うか、あるいは、何かほかに方法があるかを考え論じること。

2 問題の資料の出典

毎日新聞記事＝2010年5月10日付朝刊 「くらしナビ」、同年同月11日付朝刊「くらしナビ」

3 出題の趣旨

離婚後の子の親権者をどうするかは、現代の家庭裁判所実務においてももっとも激しく争われ、かつ、解決が困難な問題です。諸外国でも、離婚後の子供を巡る問題は困難な問題として意識されています。我が国は、離婚後は父母いずれかの単独親権制度を採用していますが、そのことの故に子に会えずに苦しんでいる非親権者親、対して、共同親権制度になると、子を介して別れた配偶者との接触が必要となり、そのことを通して新たに介入されることを恐れる親権者親があり、それぞれ、矛盾した立場に立たされていること、それぞれの立場にそれぞれの言い分があること、それ故、両者の意見だけをぶつけ合っても解決が付かないことを前提として、新聞記事から単独親権制度と共同親権制度のそれぞれの欠点・利点を読み取る力（問題点の把握力）、それをわかりやすく答案に表現する力（表現力）、問題について柔軟に考える力（思考力）、その思考過程を表現する力、結論の妥当性などを評価の対象とします。

父母の問題であるように見えて、実は、子の福祉がもっとも重要な問題であることを捉えきれるか、問題を、離婚後の親権の在り方というよりも、子のための離婚後の父母の在り方という視点から捉え直すことができれば理想的です。それに対して、実は子がいちばんの利害関係人であることを見失った答案、双方の主張のうち、解答者の主観的な価値観にのみ寄りかかった立場を採用しただけの答案は不十分な答案です。また、面接交渉というツールをどう位置づけるかにもふれる必要があります。身近な問題で取っつきやすく、意見の形成もできそうである事例につき、一定時間内に、どれだけ客観的に問題点を把握し、思考し、論述を展開できるかを問う問題です。

以上